

科研費応募資格一覧表

【応募・受給資格】

No.	科研費応募時の身分等	応募資格	資格付与手続き	応募時身分
(1)	専任教員（任期制助教・特任教員を含む）、 専任研究員	「応募資格」を付与。 研究期間が退職日や任期終了日をまたぐ場合に本学での研究継続を希望する場合は、退職日や任期終了日の前に「特定応募資格（応募・受給資格）※」の条件を満たすこと。		
(2)	名誉教授、機構フェロー、客員研究員、客員研究所員（日本比較法研究所）、共同研究員（理工学部）、客員所員（AI・データサイエンスセンター）	「特定応募資格（応募・受給資格）」を付与。	所定の申請書類を提出すること。	(イ)本学から研究代表者として応募 (ロ)本学学内専任教員の科研費プロジェクトの研究分担者としての応募 (ハ) 学外科研費プロジェクトの研究分担者としての応募
(3)	本学において研究費により雇用され、かつ、研究活動を行うことをその職務に含む者 (例:科研費研究員、受託研究・共同研究取扱規程に定める「研究員」)	「特定応募資格（応募・受給資格）」を付与。 また応募時に次の条件をすべて満たすこと。 (A)雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約書等で定められていること (B)雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること (C)雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることのできる時間が十分確保されていること	所定の申請書類を提出すること。	※(ハ)は応募時に次の条件を満たすこと (a)本学で定年を迎えた退職教員であること (b)科研費の受給経験があること
(4)	日本学術振興会特別研究員（SPD、PD、RPD）	希望者に「応募資格」を付与。所定の手続きあり。		

※兼任講師は、本学での職務に研究活動を含んでおりませんので、特定応募資格の対象外となります。応募時の身分として客員研究員や理工学部共同研究員の身分を得ていることが必要です。

【継続受給資格】

No.	継続受給申請時の身分等	応募資格	資格付与手続き	継続時身分
(1)	専任教員（任期制助教・特任教員を含む）、 専任研究員	「応募資格」を付与。 研究期間が退職日や任期終了日をまたぐ場合に本学での研究継続を希望する場合は、退職日や任期終了日の前に「特定応募資格（継続受給資格）※」の条件を満たすこと。		
(2)	名誉教授、機構フェロー、客員研究員、客員研究所員（日本比較法研究所）、共同研究員（理工学部）、客員所員（AI・データサイエンスセンター）	「特定応募資格（継続受給資格）」を付与。	特定応募資格（応募・受給資格）を受けていない場合、所定の申請書類を提出すること。	（イ）本学から「応募資格」の付与を受けて研究代表者又は研究分担者として応募した課題の継続受給 （ロ）学外の研究機関において研究代表者として応募した課題の継続受給 （ハ）学外科研費プロジェクトの研究分担者としての継続受給 ※（ハ）は受給時に次の条件を満たすこと （a）本学で定年を迎えた退職教員であること （b）科研費の受給経験があること
(3)	本学において研究費により雇用され、かつ、研究活動を行うことをその職務に含む者 （例：科研費研究員、受託研究・共同研究取扱規程に定める「研究員」）	「特定応募資格（継続受給資格）」を付与。 また継続申請時に次の条件をすべて満たすこと。 （A）雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約書等で定められていること （B）雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること （C）雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることのできる時間が十分確保されていること		
(4)	日本学術振興会特別研究員（SPD、PD、RPD）	希望者に「応募資格」を付与。所定の手続きあり。		

※兼任講師は、本学での職務に研究活動を含んでおりませんので、特定応募資格の対象外となります。応募時の身分として客員研究員や理工学部共同研究員の身分を得ていることが必要です。